

## 未来探究プログラム実施仕様書

### 1 目的

これからの変化の激しい時代を生きる子供たちには、知識・技能を習得するだけでなく、それをもとに「自分で考え、判断し、表現し、実際の社会で役立てる力」が求められている。そこで、生徒が授業の中で、地元鹿児島県の企業と連携・協働して、社会の多様なテーマに探究的に取り組むことで、自分自身の在り方、生き方、働き方について考えていく教育プログラムを提供する。

### 2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）

### 3 実施対象

鹿児島県立中高等学校（対象人数 600人）

上記の対象人数は上限であり、実際の対象人数とは異なる場合があります。

また、実施校は4校程度としていますが、指定する実施校によって増減する場合があります。

### 4 使用場所

実施校（4校15クラス程度）

### 5 業務委託内容

鹿児島県内に本社又は営業所を有する企業（以下「鹿児島の企業」という。）と連携・協働して取り組む20～30時間程度の探究学習プログラムを提供するとともに、実施校の職員へ探究学習プログラムについて教員研修を実施する。また、実際の授業において、生徒及び教員へのサポートをする。

- (1) 受託者は、探究学習に連携・協働して取り組む鹿児島の企業を各実施校に複数準備すること。
- (2) 鹿児島の企業の選定については、実施前に受託者と委託者及び各実施校の教員等とで協議の上決定すること。
- (3) 授業は、事業対象校における「総合的な学習の時間」の教育課程に則して行うこととし、学習内容や時数の詳細については、実施前に受託者と委託者及び各実施校の教員等とで協議の上決定すること。
- (4) 受託者は、探究学習に関する生徒一人一人用のテキストや学習カード等の教材を提供すること。

- (5) 受託者は、授業を実施するまでに、教員向け研修を実施すること。
- (6) 受託者は、探究学習実施中に、生徒及び教員が主体的に学びを深められるように、授業内外において細やかな助言等を行うこと。
- (7) 受託者は、各実施校において、年1回、学習の成果を発表する場を企画し、委託者及び実施校と協議の上実施すること。また、各実施校の代表チームが発表し合う「鹿児島市未来探究学習発表競技会（仮称）」を委託者及び実施校と協議の上実施すること。
- (8) 受託者は、探究学習の実施内容を踏まえて、プログラムに対する各種評価、生徒及び教員の変容などを基に本事業の成果検証を行い、委託者に報告書を提出すること。報告書の内容については、委託者と協議の上決定すること。

## 6 業務実施体制

- (1) 受託者は、委託契約締結後、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員（業務従事者）を適切に配置するとともに、速やかに受託者側に実施体制を明確にすること。
- (2) 受託者は、業務従事者の中から、業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。

## 7 その他

- (1) 受託者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している業務責任者を置き、鹿児島市教育委員会との連絡調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度鹿児島市教育委員会と受託者が協議して決定するものとする。